調査票 1

都道府県・	27. 十匹应
政令指定都市名	27 大阪府

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局	部調	9 (室)	名	府民文化部	男女参	画·府民	協働課 男	女共同	参画グループ			
担	当	職	員	数		8	人	(専任	8	人、兼任	0	人)	

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名							称	大阪府男	女共同	参画推:	進本部						
設	置	年	月	日	•	根	拠	昭和	54	年		8	月	2	5 E	Ⅰ 根拠	:大阪府男女共同参画推進本部設置要網
長		の		1	殳		職		知事								

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称		大阪府	男女共	同参画審議会	(平成14	年4月1日改	称)	
設	置	年	月	日	平成 10 年 4 月 1 日							
構		成		員		13	人	(女性	7	人、男性	6	人)

4 男女共同参画に関する計画

<u> </u>	4 / WHI 🗎										
	計画期間	平成	28	年	4	月	~	33	年	3	月
名	称		おおさ	か男女装	共同参画プラ	ン(20	16-202	0)			
改定・見直	[しの予定時期	平成	33	年	3	月			日		← 未定の場合はOをつけてください。
関する法	業生活における活躍の推進に 律(以下「女性活躍推進法」とい 進計画と一体である		※いずれ	か1つに〇)をつけてください	'o					
女性活動	推進法の推進計画と別に作成	0	1								

5 男女共同参画に関する条例

ウススドリショに対する木が												
有の場合		名		称				大阪府男:	女共同	参画推進	条例	
		公	布	日		平成	14	年	3	月	29	日
		施	行	日		平成	14	年	4	月	1	日
	最	終	改	正	日	平成	14	年	4	月	1	日
		改	正内	容								
	改正が予	定され	いてい	る場合	含、改正予定	≧時期:	平成		年		月	
無の場合	制定等について検討中(状況を具体的に)											
※ どちらかにOを つけてください。	特に検討していない											

調査時点コードを以下より選択してください

							阴且时点	אַביו ויי	メトより迭!	NO CVICE		
F議:	会等委員への女性の登用			1:平	成29年4月	1日	2:平	成29年5	月1日	3:その他:	平成年月	日
	目標値	平成	32	年度まで	40%以上60%未	# %	平成		年度まで	3	%	
	根 拠					おおさか	男女共同参	◉画プラン	(2016-202	20)		
目標	票設定の対象である審議会等の範囲		法令又	は条例を根	見拠に設置		る審議会等 定める期間			2年未満又	は「一定	朝間内で知
P +Œ	課設定の対象である審議会等における登用状況	調査時	点コード	1	審議会	会等数(186)うち女性	委員を含む	審議会等数(146)
D 18	成との対象での句音成式寺における豆用状が		延総委	員等数(3,567)延女性	委員等数(1,092)	女性比率(30.6)
地方	・自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状	調査時	点コード	1	審議会	会等数(51)うち女性	委員を含む	審議会等数(48)
況			延総委	員等数(1,909)延女性	委員等数(512)	女性比率(26.8)
	又は政令により地方公共団体に置かなければならない	調査時	点コード	1	審議会	会等数(41)うち女性	委員を含む	審議会等数(39)
審議	会等における登用状況(*)		延総委	員等数(1,447)延女性	委員等数(432)	女性比率(29.9)
地方	5自治法(第180条の5)に基づく委員会等における	調査時	点コード	1	審議会	会等数(9)うち女性	委員を含む	審議会等数(6)
登用	1状況		延総委	員等数(82)延女性	委員等数(16)	女性比率(19.5)
	目標値以外の目標設定							無				
	人材名簿作成の有無	有	0	(公表		•非公表	₹ 0) -無		作成	予定有	
女性	人材名簿が有る場合	掲載人数	935	人	(平成		年		月現在)			
登		人材育成	事業の実	施の有無	有	Ī	-無	0				
用方	その他	委 員 0) 公募		有	Ī	-無	0				
策	その他	そ	の他									

注(*) 平成29年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの

(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

「特公務員の採用・発田・発出・発

女性公務員の	採用•登用状況							調査時点:	コードを以	下より選打	択してくださ	۲):	
1)-1管理職の	在職状況							1:平	成29年4月	1日	その他:	平成 年月	月日
		管理職総	数(※)					女	性管	理 職	の 内	訳	
				女性比率	部局長相	当職		次長相当	職		課長相当	職	
		(人)	管理職数 (人)	(%)	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比	(人)	うち女性	女性比率
		(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	数(D)	率	(E)	数(F)	率	(G)	数(H)	
太庄	計	369	26	7.0	37	4	10.8	76	5	6.6	256	17	6.6
本庁	うち一般行政職	254	18	7.1	31	4	12.9	57	4	7.0	166	10	6.0
支庁·地方事	計	187	15	8.0	6	0	0.0	32	2	6.3	149	13	8.7
務所等	うち一般行政職	86	4	4.7	2	0	0.0	17	0	0.0	67	4	6.0
会体	計	556	41	7.4	43	4	9.3	108	7	6.5	405	30	7.4
全体	うち一般行政職	340	22	6.5	33	4	12.1	74	4	5.4	233	14	6.0
再掲	警 察 関 係	290	6	2.1	127	3	2.4	138	2	1.4	25	1	4.0
	教育委員会	46	5	10.9	3	0	0.0	10	0	0.0	33	5	15.2

注(※)管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平月	成29年4月	1日	その他:	平成 年 月 日		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数 (人)	女性比 率	係長相当職	うち女性 数 (人)	女性比率	
本庁	計 うち一般行政職	511 343	66 47	12.9 13.7	1,328 865	329 233	24.8 26.9	
支庁·地方事	計	486	80	16.5	1,228	384	31.3	
務所等	うち一般行政職	180	19	10.6	390	117	30.0	
全体	計	997	146	14.6	2556	713	27.9	
土体	うち一般行政職	523	66	12.6	1255	350	27.9	
再掲	警 察 関 係	1,611	45	2.8	5,971	279	4.7	
一种阿	教育委員会	89	22	24.7	222	66	29.7	

(1)-3新規昇任者数

平成28年4月1日~29年3月31日

/ CAPINSTIL	P 200						1 /30=0	T-7/1 - H	E0071	7 · H
		課長相当職	つち女性	女性比	課長補佐 相当職	うち女性	女性比	係長相当職	つち女性	女性比
++	計	(人) 41	数 (人)	率 0.0	(人)	数(人)	率 18.1	(人) 134	数(人)	率 27.6
本庁	うち一般行政職	29	0	0.0	50	11	22.0	85	27	31.8
支庁·地方事	計	32	5	15.6	63	16	25.4	92	42	45.7
務所等	うち一般行政職	14	2	14.3	28	7	25.0	28	10	35.7
全体	計	73	5	6.8	146	31	21.2	226	79	35.0
土叶	うち一般行政職	43	2	4.7	78	18	23.1	113	37	32.7
再掲	警察関係	12	0	0.0	288	10	3.5	498	28	5.6
1717	教育委員会	9	1	11.1	14	2	14.3	28	11	39.3

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項 考慮要素としている事項すべてに〇を記入してください。

\ <u>' / '</u>	7	2711	172	1202.43		4-6	ソナツ	77 /65 54.7	RC0 C0	**************************************		BD/OC V/CCO'8
		勤務	昇試	任験	昇 試	挌験	部局等の	経験	遠隔地 での長 期研修	遠隔地での	本人の希	その他(具体的にご記入ください)
		成 績	面接のみ		面接のみ			年 数		勤務経験	望	
課長	そ級	0										
補佐	E級	0										
係長	長級	0		0			0	0				

(1)−5昇任・昇格試験の受験者数	平原	<u> </u>	1日~29年	<u> </u>
				女性 母

				全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性受 験率 (%)
昇	任	試	験	14,892	1,752	11.8
昇	格	試	験	0	0	

(**2)女性公務員の採用状況** 平成28年4月1日~29年3月31日

				総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
	全体			1,490	396	26.6
		うち	上級	966	269	27.8
	うち一般行政職			244	125	51.2
		うち	上級	196	102	52.0
	うち警察関係			1,066	183	17.2
		うち	上級	625	107	17.1

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

名 称	大阪府立男	女共同参	画·青少:	年センター				愛称・通称 ドー	ーンセンター			
設置年月日	平成	6	年	11	月	11	日	施設形態	単独施設	0	複合施設	
	郵便番号:	〒540-00	800	住 所	: 大阪	市中央区大手	前1丁目	3番49号				
所在地等	電話番号:	06-6910-	-8500	FAX番	号:	06-6910	-8775					
ホームページ: http://www.dawncenter.jp/top/index.jsp												
	1. 施設管理	Į.	直営(担	旦当部局名	:))
管理·運営主体		0	指定管	理者(名称	:	ドーン運営	共同体))
※1~2について、該当するものに〇をつけ、記入してくださ			その他	())
い。	2. 事業運営	Í	直営(担	旦当部局名	:)
			指定管	理者(名称	:)
		0	その他	(一般財団	去人大阪府	府男女共同参 画	1推進財団))
職員数	常勤	12	人、	非常勤	, -	人	予算額	平成29年	度	25,392		千円
主な事業	* 実 O 1.					を記入してくた l間、女性に対		をなくす運動期	間に係る取り組み	みについ	で広報・啓乳	,
	O 2.	講座(主		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	.,,			画に係る啓発調		,,))
	О 3.	相談事業	(主な事	項		女性の	面接・電話	話•法律相談、男	男性の電話相談)
男女共同参画・女性に 関するもの	O 4.	情報収集	₹• 提供(∃	主な事項:		情報ライ	イブラリーの	の運営等、人材	情報データベース	スの運用)
	5.	苦情処理))
	6.	交流促進				() to + -		A 414 -		W 64-))
	O 7.					(主な事項:		企業内]けセミナーの開作	佳寺	,)
	8. 9.	国际父师調查研究		遣事業(主	.な争垻	:					,	
	9. 10.										,	,
	10.	(O) (E)	エゆ手切	•							,	'
	"											

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	大阪府女性基金						基金·基本財産額	12,919	千円
設置年月日	平成 3 年	10	月	21	Ш	出資者	大	阪府	

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の	○ 有 名称等: 大阪府男女共同参画推進ネットワーク	加盟団体数 40		40		
有無	無	会	員	数	50372	
地方公共団体からの助成・委託	有					
事業実施の有無	O 無					
	〇 1. 定例会議(情報交換会等)の開催					
活動内容	2. 機関誌の発行					
※実施しているものに 〇をつけてください。	3. 広報啓発パンフレット作成 O 4. その他 (内容: メールマガジンの送付)

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 担当者連絡会議の開催
- 〇 2. 市町村職員研修会の開催
- 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
- 〇 4. 関係情報の収集提供
- 〇 5. 審議会等女性登用の働きかけ
 - 6. 補助金等の交付 名 利 : 概 要 :
 - 7. その他 / 内容:
- 12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。
- (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施
 - 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
 - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
 - 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
 - 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施
- (2)女性職員の研修受講への配慮
 - 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
 - 2. 研修受講職員の男女比を配慮

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

•										
	事 項	28年度予算 (千円)	29年度予算 (千円)	備考						
	関係予算総額(施設整備費を除く)	91,709	79,186							
	上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	##### %	0.00257 %							
	男女共同参画・女性のための施設整備費	10,400	4,445							

公	共	調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・パランス項目の設定状況 ※該当するものに〇をつけてください。	項目の設 定	国の取組に 準じた設定		
	1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定				
	2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定				
	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定					
	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(Oの場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)					
1		(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達				
1		(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定				
		(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	0			
		(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	0			
L		(5) その他(内容:)				

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

			争参加資 格審査に	資格審査に おける男女 共同参画 等の項目	式の一般 競争入札を	参画等の 項目の設
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くる みん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」とい う。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
	2	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
	4	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				0
具	(5)	役員に占める女性割合に関する項目				
体	6	管理職に占める女性割合に関する項目				
的項	7	役員や管理職への女性の登用促進のための 取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
目	8	仕事と育児・介護を両立するための取組 (法定以上の育児・介護休業制度等)				
	9	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	10	短時間正社員制度の導入				
	11)	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	12)	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
	13	その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	•••	内を日本ではたして、。0元本公主教 BDC BDEC女が引入のから		
			企業の登録・認定・ 認証制度	企業の表 彰制度
		実施の有無	0	
	1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進 法に基づく「ユースエール」認定を取得	0	
	2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	0	
選	3	役員に占める女性割合に関する項目	0	
定	4	管理職に占める女性割合に関する項目	0	
等		役員や管理職への女性の登用促進のための取組	0	
o o	6	その他「登用促進等」に関する項目	0	
基	7	仕事と育児・介護を両立するための取組	0	
準	8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	0	
+	9	短時間正社員制度の導入	0	
	10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	0	
		ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		
	12	その他	0	

\rightarrow	「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称:	「男女いき・元気宣言」制度
\rightarrow	「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称:	

※具体的名称の後に()を付し、当該()の中に該当する選定等の基準番号を記入してください[例→●●表彰(1)、△△表彰(8、10)など]

地域における女性活躍推進連携体制の構築状況
4.7

1 ある	0	\rightarrow	女性活躍推進法第23条の「協議会」に 該当する場合、その具体的名称	OSAKA女性活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目 的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	0	有 名称 大阪府の男女共同参画の現状と施策 無	
公表周期		1 年 不定期	
公表主体 ※該当するものに ○をつけてください。		1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室)	
		2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室)	
		3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者	
	0	4. その他)

18 平成29年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

	名称	事業内容等	参加予定者数	時 期
:	広報啓発 パネル展示の実施 啓発冊子等の配布 啓発のための上映会等の実施	男女共同参画週間及びDV防止啓発関連の資料を展示し、広報 啓発を行う。男女共同施策にかかる啓発冊子やリーフレット等を、 セミナー等様々な機会に配布する。		6月、11 通年
2.	表彰			
	講座 · 人材育成·啓発事業	男女共同参画社会の実現に資するため、市町村職員、学校教職 員、府民等を対象に研修等を実施する。		通年
	相談事業 · 女性相談 · 男性相談	ドーンセンターにおいて、女性相談、DV被害者等の法律相談、DV被害者のためのサポートグループ、男性電話相談を実施する。		通年
	情報収集・提供 情報ライブラリーの運営	ドーンセンター内情報ライブラリーにおいて、女性関連の図書・資料 等を収集、閲覧、貸出サービスを行うとともに、情報相談を行う。		通年
	・ 苦情処理 ・男女共同参画施策苦情処理制度の運用 ・	男女共同参画施策等に関する府民からの苦情等に対応する。		随時
	・ 交流促進 ・大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 ネットワーク	配偶者等からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、 団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支 援のために必要な連携を図る。	19団体	随時
	大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の運営	行政と民間団体・グループによる幅広いネットワークを構築し連携を 図るとともにセミナー等を実施し、情報発信を行う。	40団体	未定
	企業・NPO法人との連携・働きかけ ・大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援 ネットワークの運営	配偶者等からの暴力に関わる取り組み及び活動を行っている機関、 団体及びグループのネットワークづくりと暴力の防止及び被害者支援のために必要な連携を図る。	随時	
	・大阪府男女共同参画推進ネットワーク会議の運営	行政と民間団体・グループによる幅広いネットワークを構築し連携を 図るとともにセミナー等を実施し、情報発信を行う。	未定	
	・「男女いきいき・元気宣言」事業者制度の運営	男女がともにいきいき働くことのできる取組を進める意欲のある事業 者を登録し、その取組を府が応援する。	通年	
	・産官学協働女性活躍推進事業の実施	産官学等が連携・協力し、オール大阪で女性の活躍推進の機運を盛り上げるため、平成27年度にOSAKA女性活躍推進会議を運営する。	随時	
		女性が能力を十分に発揮できる大阪をめざし、経済団体等との連携のもと、経営者の意識改革を図る啓発事業を実施する。		
9.	, 国際交流·海外派遣事業			
10	. 調査研究			
11.	その他			
Ŀ				

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に〇をつけてください。 1:平成29年4月1日 【その他: 平成年月日

議 会 名	大阪府議会		
問1. 議員の出産を欠席事由として明 ありますか。1~3のいずれか一つを選		1.欠席事由として明記した規定がある。	
		2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。	1
		3. その他(欠席の例がない, 不明等)	
問2. <u>問1. で、1を選択した場合</u> におり 「欠席事由として明記した規定」とは、ど	のような規定ですか。1~3	1.標準都道府県議会会議規則と同様。	
のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照	してください	2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。	1
※標準会議規則と、全く同じでなくても、 「同様」を選択してください。	余又の構造か同じであれば	3.その他	

【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

標準町村議会会議規則

|第二条| 第二条| 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定はありますか。以下の事由について1~3のいずれか一つを選択してください。

	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 その他
配偶者の出産	3
育児	3
家族の看護	3
家族の介護	3
疾病	3
	3
その他 (具体的に事由を記載してください)	会議規則上、欠席届の提出が義務付けられているが、欠席事由の内容については、提出 した議員に責任が帰属するものとされており、議長は提出された欠席届を収受するのみで 欠席事由の認定を行っていない。

該当部分の条文(本文)を記入(または別添)してください。

都道府県名 27 大阪府

以下のデータの調査時点をお答えください。(配	s当する時点にOをつけ、その他の場合は調査年月E	3も記入してください。)	
平成29年4月1日現在	平成29年5月1日現在	その他:平成 年月日現在	

2

月 # 日 年

		当する方に〇をつけてください 女性 〇 男性 任期:平成 27 年 11 月 27			年	11 月#日
Щ	副	知事3人(女性0人、	男性	3	人)	
法律	又は	政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等				
* 平	成29	年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、29年3月に内閣府が把握したものを掲載して		- LS+ 7 1P ^ · ·	40NT 0 4	1-=7.7.1 /.tv tv .
変	更•廃	<u>止等がある場合は、該当する審議会等の備考欄にその旨記入してください。また、新たに追加</u> 審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていない	<u>された審議会等</u> 委員総数		48以下の空白行 女性委員の割合	1
		金融云寺石 (現住設直していないもの、番融云安貞の仕中を行っていない ものには番号の前の欄に×を記入してください)	安貝総剱 (人)	(人)	女性安員の制合 (%)	備考
	1	都道府県防災会議(会長を含む)	58	6	10.3	
	'					
		都道府県防災会議(委員のみ)	57	6	10.5	
		1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名す る職員	16	0	0.0	
		2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機 関の長	1	0	0.0	
		2旦 火鼓和道府目の粉杏禾昌今の粉杏具	1	0	0.0	
		4号 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	3	1	33.3	
		記 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県 6号 の知事が任命する者	6	0	0.0	
		コロ 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又				
		/号 は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	25	2	8.0	
		8号 自主防災組織を構成する有义は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する	4	3	75.0	
		国土利用計画地方審議会	23	4	17.4	
		土地利用審査会	7	2	28.6	
$\vdash \vdash$	4	都道府県交通安全対策会議	19	0	0.0	
×	5	自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				(6)と統合
H	6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧環境審議会)	42	13	31.0	
H		精神医療審査会	40	6	15.0	
×		都道府県生活衛生適正化審議会				休止中
		都道府県医療審議会	29	7	24.1	
×		准看護師試験委員会				関西広域連合へ移管
\vdash		麻薬中毒審査会	5	1	20.0	
\vdash		地方社会福祉審議会 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20 30	6 8	30.0 26.7	
H			9	3	33.3	
×		都道府県農業共済保険審査会	,	3	00.0	休止中
H		都道府県森林審議会	14	5	35.7	
		都道府県建設工事紛争審査会	60	11	18.3	
		建築審査会	7	3	42.9	
\square		都道府県建築士審査会	8	4	50.0	
$\vdash \vdash$		都道府県都市計画審議会	30	3	10.0	
Н		開発審査会 私立学校審議会	7 18	3 5	42.9 27.8	
H		本立子牧番巌云	45	4	8.9	
×		公害健康被害認定審査会	70	7	0.0	なし
		突表酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項	F.4	_	F.0	0.0
	25	について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)	54	3	5.6	
×		都道府県児童福祉審議会				12)内の分科会として組
$\vdash \vdash$		地方港湾審議会	22	2	9.1	
$\vdash \vdash$		土地区画整理審議会 教科用図書選定審議会	16	0	6.3	
H		教科用凶 善 選定番譲会 介護保険審査会	20 34	8 13	40.0 38.2	
H		都道府県固定資産評価審議会	11	4	36.4	
\vdash		感染症の診査に関する協議会	24	6	25.0	
		警察署協議会	649	271	41.8	
		土地収用事業認定審議会	7	4	57.1	
Ш		住民基本台帳法本人確認情報の保護に関する審議会	9	4	44.4	
$\vdash \vdash$		国民保護協議会	27	3	11.1	4つの禾旦ヘルン4744
Ü		地方独立行政法人評価委員会 市街地再開発審査会	23	5	21.7	4つの委員会から組織 *:
×		TT TT				なし 休止中
×		自然再生協議会				休止中
H		審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	3	60.0	
		後期高齢者医療審査会	9	2	22.2	
	43	留置施設視察委員会	8	4	50.0	
	44	傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送	27	2	7.4	
H		及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会 指定難病審査会		0	0.0	
×		指定雞病番貸云 小児慢性特定疾病審査会	9	U	0.0	なし
Ĥ		行政不服審查会	7	1	14.3	-30
H		国民健康保険運営協議会	15	2	13.3	
	49					
Ш	50		-		-	-
${f H}$	51	A =1	4 4	465	00.5	
Н		合計 かける最のの実際会教	1,447	432	29.9	
Щ		女性委員0の審議会数	2			

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会	会 等 名		委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1 教育委員				6	3	50.0	
2 選挙管理				4	0	0.0	
3 人事委員	会			3	0	0.0	
4 監査委員	Į			5	0	0.0	
5 公安委員	会			5	2	40.0	
6 都道府県	労働委員会			33	6	18.2	
7 収用委員	会			7	3	42.9	
8 海区漁業	調整委員会			11	1	9.1	
9 内水面漁	場管理委員会			8	1	12.5	
	合	計		82	16	19.5	
		·	女性委員0の委員会数	3			